



報道発表資料

令和8年2月3日

茂原市役所 選挙管理委員会事務局

電話：0475-20-1529 FAX：0475-20-1604

## 投票用紙の交付誤りについて

この度、標記の件が発生しましたので以下のとおりご報告するとともに、再発防止を徹底し、適正な執行に努めてまいります。

### 1. 経緯

令和8年1月30日（金）に茂原市の期日前投票所において、市外に転出したため本市における選挙権を有しない者1名（A氏）が来所し、投票を行いました。投票終了後、投票所入場整理券が本市と転入地市町村（B市）の2か所から送付されていたことを疑問に思ったA氏がB市に問い合わせ、1月31日（土）にB市から本市に問い合わせがあり、誤りが発覚しました。

### 2. 原因

期日前投票所におけるA氏の受付処理の際、選挙人名簿と照合するシステムに「投票できる者」として登録されていたため、期日前投票所の職員はそのまま投票させました。

システムに「投票できる者」と登録されていた理由ですが、選挙人名簿は、転出地（本市）では4か月経過すると抹消される一方、転入地（B市）では住民票が作成されてから3か月経過すると登録されるため、2つの市町村に同時に登録される期間が発生します。この際、B市から本市に対して選挙人名簿に登録する旨の通知を出し、本市では投票をさせない処理を行いますが、この通知の情報を選挙人名簿と照合するシステムに登録する処理が漏れてしまったことによります。

### 3. 投票の取扱い

小選挙区選出議員選挙（千葉県第11区）及び比例代表選出議員選挙（南関東ブロック）について投票済みであり、どの投票用紙が誤交付されたものか判別できないため、正しく記載されていれば有効票として扱われます。

### 4. 再発防止について

事務処理の手順を見直し、チェックシートを作成の上、複数人による確認を経ることにより、再発防止を徹底いたします。